

新旧対照表

新	旧
<p>役員給与規程</p> <p style="text-align: right;">平成31年規程第1号 平成31年1月21日制定 令和5年11月30日改正 令和7年1月24日改正 <u>令和7年3月28日改正</u></p> <p>第1～第9条 略</p> <p>（特別手当）</p> <p>第10条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても理事長が別に定める場合を除き同様とする。</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に第1号倍率を乗じて得た額を基礎として、第2号割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）第1号倍率は、一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当基礎額に乘じる割合及び同法第19条の7第2項第1号ロに定める勤勉手当基礎額に乘じる割合の合計とし、次のイに該当するときはこれに当該イに定める割合を加算し、又は、次のロに該当するときはこれに当該ロに定める割合を減算するものとする。</p> <p>イ 対ベンチマーク目標及び絶対収益率目標をいずれも達成したとき 100分の3</p> <p>ロ 対ベンチマーク目標及び絶対収益率目標をいずれも達成しなかったとき 100分の3</p> <p>ハ 対ベンチマーク目標の達成とは、運用資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率との差が過去3年間の加重平均において零以上となることをいう。</p> <p>ニ 絶対収益率目標の達成とは、収益率から賃金上昇率を控除した実質的な運用利回りについて、運用実績と<u>中期目標で示される目標値</u>との差が過去3年間の加重平均において零以上となることをいう。</p> <p>ホ ハ及びニにおける加重平均は、前年度を100分の50、前々年度を100分の30、前々々年度を100分の20として算定するものとする。</p> <p>（2）略</p> <p>3～6 略</p> <p>第11～第15条 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>役員給与規程</p> <p style="text-align: right;">平成31年規程第1号 平成31年1月21日制定 令和5年11月30日改正 令和7年1月24日改正</p> <p>第1～第9条 略</p> <p>（特別手当）</p> <p>第10条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても理事長が別に定める場合を除き同様とする。</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に第1号倍率を乗じて得た額を基礎として、第2号割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）第1号倍率は、一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当基礎額に乘じる割合及び同法第19条の7第2項第1号ロに定める勤勉手当基礎額に乘じる割合の合計とし、次のイに該当するときはこれに当該イに定める割合を加算し、又は、次のロに該当するときはこれに当該ロに定める割合を減算するものとする。</p> <p>イ 対ベンチマーク目標及び絶対収益率目標をいずれも達成したとき 100分の3</p> <p>ロ 対ベンチマーク目標及び絶対収益率目標をいずれも達成しなかったとき 100分の3</p> <p>ハ 対ベンチマーク目標の達成とは、運用資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率との差が過去3年間の加重平均において零以上となることをいう。</p> <p>ニ 絶対収益率目標の達成とは、収益率から賃金上昇率を控除した実質的な運用利回りについて、運用実績と<u>財政検証における前提</u>との差が過去3年間の加重平均において零以上となることをいう。</p> <p>ホ ハ及びニにおける加重平均は、前年度を100分の50、前々年度を100分の30、前々々年度を100分の20として算定するものとする。</p> <p>（2）略</p> <p>3～6 略</p> <p>第11～第15条 略</p> <p>附 則 略</p>

附 則（令和7. 3. 28改正）
この改正は、令和7年4月1日から施行する。